公益財団法人日本住宅総合センター 役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人日本住宅総合センター(以下「この法人」という。)の 定款第32条に基づき、役員の報酬及び役員退職慰労金並びに費用に関する事項を定め る。

(役員)

- 第2条 この規程において、役員とは、理事及び監事のことをいう。
 - 2 常勤役員とは、役員のうちこの法人に、毎週1日以上勤務する者をいう。
 - 3 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。

(定義)

- 第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1)報酬とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で 定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、そ の名称の如何を問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
 - (2)役員退職慰労金とは、1年以上在職した常勤役員が退職(死亡した場合も含む。) した場合に支給するものとし、死亡により退任した者については、その法定相続人 に支払うものとする。
 - (3) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費(宿泊費を含む。) 及び手数料等の経費をいう。報酬とは、明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

- 第4条 この法人は、役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。
 - 2 常勤役員には、常勤役員報酬表(別表)に基づき役員報酬を支給する。
 - 3 非常勤役員には、理事会及び評議員会の出席謝金として、1回につき、25,000 円を支給する。

(報酬額の決定)

- 第5条 この法人の常勤役員の報酬額は、常勤役員報酬表(別表)のとおりとする。
 - 2 各々の常勤役員(常勤監事を除く。)の報酬額は、役位別報酬額の範囲内で、理事長 が理事会の承認を経て決定する。
 - 3 各々の常勤監事の報酬額は、役位別報酬額の範囲内で、評議員会の承認を経て決定す

る。

(支給方法等)

- 第6条 常勤役員の報酬は、年俸の12分の1を報酬月額として毎月支給する。
 - 2 その他支給に関する詳細は、別に定める職員を対象とする「職員給与規程」に準ずるものとする。

(役員退職慰労金の額)

- 第7条 役員退職慰労金の額は、在職期間における役位別報酬月額実績1月につき、100 分の12.5を乗じて得た額の合計とする。
 - 2 前項の規定による役員退職慰労金の額は、職務実績に応じ、理事会はこれを増額し、 又は減額することができる。
 - 3 支払方法その他詳細は、別に定める職員を対象とする「職員退職手当規程」に準ずるものとする。

(費用の支給及びその額)

- 第8条 この法人は、役員がその職務遂行に当たって負担した費用については、これを請求 のあった日から遅滞なく支払うものとする。
 - 2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は「職員給与規定」に準ずるものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第10条 この規程に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を経て、別に定めるものとする。

附則 この規程は、公益財団法人への移行登記の日[平成25年4月1日]から実施する。

(別表) 常勤役員報酬表

役位別報酬額

役 位	年 俸
理 事 長	18,500,000円
専務理事	17,500,000円
常務理事	15,000,000円
理事	12,500,000円
監事	11,500,000円

但し、1週間の勤務日数が5日に満たない場合は上記の額に次に定める割合を乗ずる。

- (1) 週4日 80%
- (2) 週3日 60%
- (3) 週2日 40%
- (4) 週1日 20%